

## 第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、当該委託業務の受託者を、公募型プロポーザルにより選考する手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託
- (2) 業務内容 別紙第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託仕様書（案）のとおり
- (3) 履行予定期間 契約確定日の翌日から  
平成33年（2021年）3月31日まで
- (4) 履行場所 小金井市指定場所
- (5) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
- (6) 支払方法 部分払い3回  
第1回 平成31年（2019年）4月  
第2回 平成32年（2020年）4月  
第3回 平成33年（2021年）4月

※ 第3回の支払いについては、成果物の納品を確認の上、支払うものとする。

- (7) 前金払い 無
- (8) 予算額（見積限度額）  
15,901千円  
（消費税及び地方消費税を含む。以下各年度の予算額も同じ。）  
平成30年度（2018年度）：2,479千円  
平成31年度（2019年度）：7,087千円（債務負担行為）  
平成32年度（2020年度）：6,335千円（債務負担行為）  
※ 各年度の上限額を超えた提案は無効とする。
- (9) 委託者 小金井市

### 3 プロポーザルの参加資格

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品等競争入札参加資格を有する者で申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている

- る者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (3) 小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表に該当しないこと。
  - (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等）にないこと。

#### 4 プロポーザル関係書類

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。審査は1次審査及び2次審査とし、審査に当たって提出する書類は下記のとおりとする。

##### (1) 提出物

- ア 参加希望申込書（様式1）1部 ※6(1)参照
- イ 質問書（様式2）1部 ※6(2)参照
- ウ 企業概要 1部 （任意様式。会社案内パンフレット等でも可）
- エ 企画提案書（任意様式。以下「提案書」という。）
  - 提案書の作成に当たっては、別紙「第5次基本構想・前期基本計画策定支援委託仕様書（案）」の業務内容に関する提案を必ず記載することとし、その他専門的な視点からの具体的な独自提案を行うこと。
  - 提案書はA4版縦14ページ以内（表紙及び目次は除き、両面印刷で7枚以内）にまとめ、インデックスを付け、1部ずつA4ファイルで提出すること。
  - 提案書の提出部数は記名2部・無記名6部（無記名6部については、事業者が特定される記述やロゴマーク等は削除すること。）とする。
- オ 見積書（任意様式）
  - 実施項目ごと年度ごとの詳細が分かるように表記すること。
  - 税抜金額及び税込金額を両方記載すること。
  - 見積書の提出部数は記名2部・無記名6部（無記名6部について

は、事業者が特定される記述やロゴマーク等は削除すること。)とする。

カ 結果通知送付用として定型封筒（2枚）及び切手（82円×2枚）

## (2) 提案書の内容

ア 業務内容

イ 業務フロー及び業務遂行スケジュール

ウ 業務実施体制

エ 業務責任者、主たる担当者及び担当者

① 担当業務

② 経験年数・経歴（業務実績、研究実績、著作等を含む。）

③ 履行期間中の各人の手持業務量における本委託業務量が占める割合（%）

オ 基本構想等策定業務に係る受託実績

カ 東京都内及び近接県における類似業務（まち・ひと・しごと創生総合戦略等）の受託実績

※ オ及びカは、提出日現在履行が完了しているものに限る。

## (3) 参考資料

ア 第4次小金井市基本構想・後期基本計画（市ホームページ）

イ 平成26年度小金井市市民意向調査報告書（市ホームページ）

ウ こがねいデータブック2014（市ホームページ）

エ 小金井市長期総合計画策定方針（市ホームページ）

オ 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（市ホームページ）

カ 市勢要覧（貸与）

※ カの貸与を希望する場合は、下記「問合せ先」へ事前連絡の上、貸与を受ける。返却は、提案書提出時に行う。

## (4) 提出書類の返却

記録用各1部を除く提出書類について、審査終了後に返却を希望する場合は、返送用の封筒及び切手（返却書類量に応じたもの）を提案書と併せて提出すること。なお、当該封筒及び切手の提出がない場合は、返却書類の廃棄を希望したものとみなす。

## 5 スケジュール

- (1) 実施要領等の配布開始 平成30年10月9日(火)  
※ 実施要領等は、市ホームページにて(2)まで掲載する。
- (2) 参加希望申込書の受付締切 平成30年10月22日(月)午後5時
- (3) 質問書の受付開始 平成30年10月22日(月)
- (4) 質問書の受付締切 平成30年10月29日(月)午後5時
- (5) 質問書に対する回答 平成30年11月 5日(月)
- (6) 提案書等の提出締切 平成30年11月12日(月)午後5時
- (7) 1次審査の結果通知発送 平成30年11月22日(木)
- (8) 2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)  
平成30年12月3日(月) 予定
- (9) 2次審査の結果通知発送 平成30年12月5日(水) 予定
- (10) 契約締結 平成30年12月下旬

## 6 選考手続

### (1) 参加希望申込書の提出

- ア 提出書類 参加希望申込書(様式1)
- イ 提出期限 平成30年10月22日(月)午後5時
- ウ 提出方法 必要事項を記入し、押印の上、配達証明付書留郵便による郵送又は直接窓口へ持参すること(下記「問合せ先」参照)。
- エ 提出場所 下記「問合せ先」に同じ

※ 提出期限までに参加希望申込書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。

### (2) 質問書の提出

- ア 提出書類 質問書(様式2)
- イ 提出期間 平成30年10月22日(月)午前9時～同月29日(月)午後5時
- ウ 提出方法 電子メールにて質問書を送付する。他の方法での提出は受け付けない。なお、電子メール送信後、電話にて受信を確認すること(下記「問合せ先」参照)。
- エ 提出場所 下記「問合せ先」に同じ
- オ 質問回答 平成30年11月5日(月)  
※回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、電子メールにて参加申込者全者宛てに一括で回答

するものとする。(個別回答は行わない。)

### (3) 提案書等の提出

- ア 提出書類 上記4プロポーザル関係書類(1)ウ、エ、オ、カ  
※ 提出書類の返却を希望する場合は、上記4(4)参照
- イ 提出期限 平成30年11月12日(月)午後5時
- ウ 提出方法 配達証明付書留郵便による郵送又は直接窓口へ持参すること(下記「問合せ先」参照)。
- エ 提出場所 下記「問合せ先」に同じ
- ※ 提出期限までに書類の提出がない場合(不足する場合を含む。)は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。

## 7 プロポーザル審査方法

庁内に審査委員会を設置し、別紙「業者選考審査基準」に基づき審査する。

### (1) 1次審査(書類審査)

審査委員会において、参加申込者の提出書類を審査し、得点の高い3者を選考する。なお、参加者が3者を下回る場合であっても、1次審査を実施した上で、2次審査を実施するものとする。

### (2) 2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)

審査委員会において、プレゼンテーション・ヒアリング審査により、業者選考審査基準に基づき、候補者及び次点者を選考する。

#### ア プレゼンテーション・ヒアリング実施方法

- ① 準備10分、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とする。
- ② プレゼンテーションは提案書に基づき行うこと。
- ③ 出席者は、必ず主たる担当者を含めて3人以内とし、その主たる担当者が中心となって対応すること。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに下記「問合せ先」へ連絡すること。
- ⑤ プレゼンテーションでの追加資料の提出は不可とする。
- ⑥ プレゼンテーションでの画像投影は可とし、会場に用意するプロジェクターの使用を認める。ただし、パソコン等の機器は持参すること。
- ⑦ プロジェクターを使用する場合は、事業者が特定される内容やロ

ゴマーク等を入れないこと。

#### イ その他

- ① 審査は非公開とする。
- ② 総得点が第1位又は第2位であっても、仕様書に沿わない場合又は得点が著しく低い審査項目がある場合には、候補者又は次点者に選考しないことがある。

### 8 審査結果の通知

- (1) 1次審査の結果は、平成30年11月22日（木）に、提案書を提出した全員に通知を送付する。その際、選考された者については、別途2次審査の日程（平成30年12月3日（月）を予定）及び開催場所を通知する。
- (2) 2次審査の結果は、平成30年12月5日（水）（予定）に、2次審査に参加した全員に通知を送付する。

### 9 その他

#### (1) 無効となる提案書

提案書が次の条件のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ウ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - エ 日本語以外の言語で標記されているもの（通貨も日本円とする。）。
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 提案書の作成及び提出に伴う費用の全ては、提出者の負担とする。
  - (3) 提案書の著作権は、提出者に帰属する。ただし、小金井市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できる。
  - (4) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
  - (5) 提出後における提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の主たる担当者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
  - (6) 提案書の作成のため小金井市から受領した資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできない。

- (7) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合がある。
- (8) 審査の結果で候補者となった場合でも、本業務委託の実施に際して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選考後に行われる具体の履行条件などの協議・調整がまとまらない場合には、次点者に選考された者と協議・調整を行うこととなる。
- (9) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知の上参加すること。
- (10) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければならない。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

10 問合せ先（担当部署・書類提出先）

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市企画財政部企画政策課企画政策係

電話：042-387-9800 FAX：042-387-1224

E-mail：s010199@koganei-shi.jp

URL：<http://www.city.koganei.lg.jp/>

※ 電話での問合せ及び書類の提出は、平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）とする。